

令和4年度以降の 成人式のあり方について

民法の改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴う「令和4年度以降の成人式のあり方」を、次のおり決定しました。

- ◆対象者 20歳
- ◆実施時期 成人の日を含む3連休
- ◆式の名称 二十歳のつどい

